

附 屬 資 料

指標の設定について

1 指標の考え方

- 「総合指標」は、本道農業・農村のおおむね10年後の「めざす姿」の実現の度合いを測る目安として設定しています。
- 「取組指標」は、「第3章 「めざす姿」の実現に向けた施策の推進方針と展開方向」の区分ごとに、施策の進捗状況を測る目安として設定しています。
- 指標は、数値などの実績が定期的に公表されるもの、または把握できるものの中から選定しています。
- 取組指標の目標年度は、原則として本計画の目標年度である令和7年度（2025年度）としていますが、既に関連計画等で目標年度が異なる目標値が設けられている場合で、7年度における目標値の設定が困難な場合は、関連計画等における目標年度及び目標値によることとしています。
- 設定している取組指標について、本計画の策定後において関連計画等の改定などにより新たな目標年度や目標値が定められた場合は、当該目標年度や目標値を、本計画におけるそれとみなします。

2 指標一覧

（1）総合指標

番号	指標名	現状値		目標値		指標の説明
		数値	年(度) H:年度、 h:曆年	数値	年(度) R:年度、 r:曆年	
1	農業産出額	1兆2,593億円	h30	1兆3,600億円	r12	道内で生産される米麦などの耕種及び肉用牛や生乳などの畜産による産出額
2	食料自給率 (カロリーベース)	196%	H30	268%	R12	北海道の食料消費が、道内の食料生産によってどのくらい賄われるかをカロリー(供給熱量)ベースで算出したもの
3	新規就農者数	529人	h30	毎年670人	r12	本道において新たに就農した者の数
4	農業法人数	3,605法人	h30	5,500法人	r12	道内における1戸1法人及び複数戸により設立された法人数

(2) 取組指標

区分	番号	指標名	現状値		目標値		指標の説明
			数値	年(度) H:年度、 h:曆年	数値	年(度) R:年度、 r:曆年	
1 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立							
1	1	担い手への農地の利用集積率	91%	H30	93%	R7	北海道の農地面積に占める担い手に集積された農地面積の割合
2	2	GNSSガイダンスシステムの累計導入台数	11,530台	H30	26,000台	R7	農業用GNSSガイダンスシステムの導入台数の累計
3	3	国際水準GAP認証取得数	234農場	H30	390農場	R6	国際水準のGAP(JGAP及びASiAGAP)の認証を取得している農場の数
4	4	YES!clean農産物作付面積	17,734ha	H30	20,000ha	R6	YES!clean農産物表示制度に基づく農産物作付面積
2 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立							
5	5	道産食品独自認証制度の認証数	52商品	H30	100商品	R5	道産食品独自認証制度(きらりっぷ)の認証を受けている商品数
6	6	道産農産物・農産加工品(日本酒含む)の輸出額	72億円	H30	125億円	R5	道産農産物・農産加工品(日本酒を含む)の輸出額
7	7	6次産業化の取組による年間販売金額	2,189億円	H30	2,370億円	R5	道内における6次産業化の取組事業体の年間販売額
3 多様な人材が活躍する農業・農村の確立							
8	8	指導農業士の女性の割合	8.9%	H30	25.0%	R7	指導農業士に占める女性の割合
9	9	農村ツーリズムの受入活動実践農家の割合	7.2%	H30	7.5%	R4	道内の販売農家に占める農村ツーリズムの受入農家(施設数)の割合
10	10	防災重点ため池のハザードマップの策定割合	51%	H30	100%	R6	決壊すると多大な影響を与える防災重点ため池の市町村によるハザードマップの策定割合
4 道民の理解に支えられる農業・農村の確立							
11	11	食育推進計画を作成している市町村数	123市町村	H30	全市町村	R5	食育基本法に基づく市町村食育推進計画を策定した市町村数
12	12	北海道米の道内食率	87%	H30	85%以上	R7	北海道における米消費量のうち北海道米の割合
13	13	多面的機能支払の取組面積	768千ha	R1	768千ha	R7	多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動の取組面積
14	14	ふれあいファームに登録している農家の割合	2.5%	H30	2.8%	R7	道内の販売農家に占めるふれあいファームに登録している農家の割合

用語の解説

(五十音順、アルファベット順)

あ行

愛食運動 37,38

道や道内生産者団体、消費者団体など関係者が一体となって取組を進めている「道産食品を愛用しよう」という趣旨の運動。地産地消、食育、スローフード運動の取組を総合的に普及啓発し、食に対する考え方などを見直す道民活動として展開されている。

愛食の日（どんどん食べよう道産DAY） 38

「愛食運動」を具体的に推進していくため、道民の購買行動に直接結びつく仕組みとして、平成16年度（2004年度）に、毎月第3土・日曜日を「愛食の日」と制定したもの。

遺伝子組換え作物 25

遺伝子組換え技術（ある生物がもつ有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入することにより新たな性質を加える技術）を用いて作出了した作物のこと。特定の害虫や病気に強い作物や機能性成分を高めた作物等が開発されており、国の安全性審査を経て問題がないと判断されたもののみが食品や飼料として国内で流通可能となっている。また、国において安全性が確認された遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、食品表示法に基づき、原則、遺伝子組換え食品である旨の表示が義務づけられている。

牛トレーサビリティ法 25

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）のこと。BSE（牛海绵状脑症）のまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通、消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進している。

温室効果ガス 21

太陽から地表に届いた熱を受けて地表から放射される赤外線を吸収し、吸収した熱を再び地表に向かって放射することで、地表を暖める効果を有するガスのこと。温室効果ガスの適度な温室効果により地球の生態系が保たれる一方、人間活動によって増加した温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス）は、地球温暖化の原因と考えられている。

か行

カーボンニュートラル 21

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府などの社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量などを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部を埋め合わせた状態のこと。

可変施肥 7

リモートセンシングで測定・分析したほ場や農作物の生育状況から、肥料の散布量を変える技術のこと。

環境モニタリングデータ 18,26

農業用ハウス内の温度や湿度、土壤水分、二酸化炭素濃度などのデータのこと。これらのデータを蓄積・分析して、栽培環境を「見える化」し、野菜などの栽培管理の最適化を図ることにより生産性向上につなげることができる。

関係人口 4,21,39

移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。地方は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手になることが期待されている。

北のめぐみ愛食応援団 38

道内の企業、団体（支店、支部等を含む。）及び3名以上のグループ（政治団体・宗教団体及び反社会的勢力を除く。）であって、愛食応援団の趣旨に賛同し、地産地消や食育等の愛食運動を自ら実践する者のこと。

北のめぐみ愛食レストラン 38

道内の外食店や宿泊施設のうち、道産食材を使用したこと（自慢）料理の提供を通じて、道産食材の積極的な利用や食材の素晴らしさをお客様に伝える地産地消（愛食運動）に取り組むお店として道が認定しているもの。

クリーン農業 10,26,46,52

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業のこと。

ゲノミック評価 19,26

DNAを構成する塩基配列のうち、牛の個体ごとに1つの塩基が変異している特定の箇所（SNP）の検査結果（SNP情報）とその牛の泌乳成績などを分析し、その相関関係を遺伝的能力として評価する手法のこと。

耕作放棄地 24

もともと農用地として使用されていた土地で、過去1年以上管理されずに放置され、今後とも肥培管理を行う意思のない土地のこと。

荒廃農地 24

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

米トレーサビリティ法 25

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）のこと。米及び米加工品等の生産、加工、販売事業者に、取引内容の記録を作成・保存することとともに取引や一般消費者に販売・提供する際に米や加工品等の産地情報を伝達することを義務付けている。

コントラクター 58,59,60,61

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織のこと。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがある。

さ行

指導農業士 36

次代の農業の担い手として積極的な意欲と能力を有する者の育成指導や地域農業の振興等に対する助言、協力を行う優れた農業者のこと。道は北海道指導農業士として認定している。

食育 37,38,44,52

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食料自給率 15

国民の食料消費が、国内の食料生産でどの程度賄っているかを示す指標のこと。食料全体における自給率を示す総合食料自給率は、供給熱量ベース（カロリーベース）と生産額ベースの2通りの方法で算出されている（畜産物については、輸入した飼料を使って国内で生産した分は、国産には算入されていない。）。

スマート農業 24,42,49,50

ロボット技術やICTなどの先端技術を活用し、超省力化や高品質生産などを可能にする新たな農業のこと。

センシング 7,8,9,44

対象物に触れることなく、物体が反射・放射する電磁波を遠隔（人工衛星やドローン）から計測することにより、物体の形状や性質などを識別すること。

総合的病害虫・雑草管理（IPM） 10

利用可能な全ての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じて、人の健康に対するリスクと環境への負担を軽減あるいは最小の水準に止める技術のこと。IPMはIntegrated Pest Managementの略。

た行

地域農業技術支援会議 24,40,46,62

各総合振興局・振興局ごとに地域の農業及び農業関連産業が直面する課題に迅速に対応することを目的に設置されている会議のこと。地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部の農業試験場、農業試験場技術普及室（駐在）、農業改良普及センター、振興局農務課を基本に構成されている。

地産地消 37,38,52,56

地域で生産されたものをその地域で消費すること。道内各地で農業者による新鮮な地場産品の直売や農業者等と消費者の交流活動など、多様な取組が展開されている。

地理的表示（GI） 29,51

農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該產品の産地が特定でき、產品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該產品と結び付いているということを特定できる名称の表示のこと。GIはGeographical Indicationsの略。

デジタル化 3,7

IoTやAI、クラウドといったデジタルテクノロジーを使って、既存製品の付加価値を高めたり、業務の効率化を図ったりすること。

デジタルトランスフォーメーション 3,20

デジタル化にとどまらず、デジタルテクノロジーを駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること。

道産食品登録制度 29

本道の豊かな自然環境の下で生産された農産物等の原材料を使用して、道内で製造・加工された道産食品を登録する仕組みとして、道が平成18年（2006年）1月に創設した制度のこと。道産原材料については、北海道産（記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名）と表示することや、商品形態については、最終の出荷形態と消費者の入

手形態は同一のものであること等が要件となっている。商品には登録マークが付けられている。

道産食品独自認証制度 29,30

本道の豊かな自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品を認証する仕組みとして、道が平成16年（2004年）4月に創設した制度のこと。①原材料に関する基準、②生産情報の提供に関する基準、③安心に関する基準、④商品特性の評価に関する基準及び⑤官能検査の方法に関する基準が規定され、これらに適合する審査を受けることが認定の要件となっている。「きらりっぷ」という愛称で呼ばれ、商品には認証マークが付けられている。

土壤への炭素貯留 21

農地に施用される堆肥や緑肥、農作物の残渣などの有機物について、多くの微生物により分解され大気中に放出されるものの、一部が分解されにくい土壤有機炭素となり長期間土壤中に貯留されること。堆肥や緑肥などの施用による土づくりを通じた土壤への炭素貯留の促進は、農林水産省地球温暖化対策計画において、農地土壤吸収源対策に位置付けられている。

ドローン 7,46,50

航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船などの機器であって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により、飛行させができるものの総称。

な行

認定農業者 32

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であるとして、市町村等から計画の認定を受けた者のこと。

農業経営体 6,14,20,31,32,41,57

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次のいずれかに該当する事業を行う者のこと。

- ①経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- ②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が一定の基準以上の農業
- ③農作業の受託の事業

農業経営体は1世帯（雇用の有無を問わず、また、1戸1法人を含む。）で事業を行う家族経営体と、複数戸法人など家族経営体以外で農産物の生産若し

くは農作業の受託のみを行う組織経営体に分類される。

農業産出額 6,15

農業生産活動による品目ごとの生産数量（再び農業に投入される種子、飼料作物等の中間生産物を控除した数量）に、品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求められたもの。

農業就業人口 5

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者的人口のこと。

農業法人 15,56,58,62

農地等の利用の有無にかかわらず、農業を営む法人の総称。

農商工連携 30

農山漁村が有する特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有效地に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

農村ツーリズム 30,36,39,42,54

農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源に活かし、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで取り組む滞在型観光のこと。

農地所有適格法人 31

農地法第2条第3項の規定に適合し、農地の所有権や賃借権等の権利を取得できる法人のこと。

農地中間管理機構 24

農地中間管理事業に係る業務の実施主体として、都道府県に一を限って指定された法人のこと、本道においては、公益財団法人北海道農業公社が、平成26年（2014年）3月26日に道から機構の指定を受けている。

農地中間管理事業 24

農地中間管理機構が農用地等の出し手から農用地等を借受け、必要に応じて基盤整備などの条件整備を行い、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸し付ける制度のこと。

農地バンク法 24

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）のこと、農地中間管理機構の指定や農地中間管理事業を推進するための措置等について規定されている。

農泊 39,52,58

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。なお、「農泊」は農林水産省の登録商標であり、地域の中で「宿泊」、「食事」、「体験」を提供できる形を備えていることが必要とされている。

農福連携 13,35,42,44,47,48,56,62

農業と福祉が連携し、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組のこと。

は行

バイオマス 11,36

再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。具体的には、稻わらやもみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどで、エネルギーや新素材等として利用可能なもの。バイオマスをエネルギーや新素材として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成、農林漁業の活性化など、早急に取り組むべき課題解決に貢献できることから注目されている。

販売農家 5,6,31

家族経営体のうち、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家のこと。

人・農地プランの実質化 34

農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組のこと。

病害虫発生予察 10,27

広域に発生し、急激にまん延して農作物に重大な被害を与える病害虫について、その発生動向などを調査し、防除対策に関する情報を農業者等に提供すること。

ふれあいファーム 39

都市生活者など広く道民と接する機会を設け、農業・農村への理解を促進するようなPR及び啓発運動に取り組む農業者の農場のこと。道が平成9年度（1997年度）から登録を開始しており、道民に気軽に農場に訪れてもらい、農作業体験や農業者の方々との語らいを通して、日ごろ接する機会の少ない農業の実際の姿に触れ、農村の魅力を感じもらうための交流拠点の役割を果たしている。登録農場では、田植えや稻刈り、野菜や果実の収穫、加工体験、農産物の直売、ファームレストラン、ファームインなど、農業者自らの創意と工夫を凝らした様々な取組が行われている。

ベストパフォーマンスの取組 19

乳用牛の泌乳能力と繁殖能力を牛に負担をかけずに最大限発揮させる取組のこと。

防災重点ため池 36

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のこと。

北海道6次産業化サポートセンター 30

6次産業化に取り組む農林漁業者等の相談窓口。相談内容に的確に対応できる6次産業化プランナーを派遣し、課題の解決に向けた具体的なアドバイスを行う。

北海道遺伝子組換え作物等による交雑等の防止に関する条例（GM条例） 25

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的として、平成17年（2005年）3月に制定された道の条例。

※開放系

閉鎖された施設等のような外部の大気や水、土といった環境中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する措置がとられていない状態のこと。

北海道農業担い手育成センター 33

農業の担い手を育成・確保するための総合支援を行う組織。道や市町村、農業関係機関・団体が会員となり、公益財団法人北海道農業公社に設置している。

北海道米の道内食率 16,39

道内で消費される米に占める北海道米の割合のこと。

北海道米の道内食率＝

$$\frac{\text{（道内の米消費量} - \text{府県産米消費量})}{\text{道内の米消費量}}$$

北海道らしい食づくり名人登録制度 38

地域で栽培される機会の少なくなった昔ながらの農産物や地域が誇るこだわりの加工品、郷土料理など、地域の風土や食文化などを活かした北海道らしい食づくりを行っている道民や団体を食づくりの名人として登録する制度のことで、道が平成17年度（2005年度）6月に創設。

や行

有機農業 10,20,28

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組替え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。有機農業の推進に関する法律第2条で定義されている。

有機農産物 28,48

日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく、「有機農産物の日本農林規格」で基準が定められた生産方法の基準（有機JAS規格）により、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壤の性質に由来する農地の生産力を發揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用した場において生産された農産物のこと。

遊休農地 24

農地法第32条第1項各号のいずれかに該当するもので、過去1年以上作物を栽培せず、耕作できる状態が保たれていない農地又は周辺農地と比較して利用程度が著しく低い農地のこと。

優良農地 24,34

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。

優良品種 27

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例及び北海道農作物優良品種認定要領に基づき、収量、品質その他の栽培上又は利用上の特性が優良であるなどの基準に適合すると認められ、道内に普及すべき主要農作物等の優良な品種、その他道内に普及すべき重要な農作物として知事が認定した品種をいう。

酪農ヘルパー 34

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事すること。酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りにくい実態にあるが、酪農ヘルパーの利用により休日の確保が可能となる。

リスクコミュニケーション 25

リスク評価の結果やリスク管理の方法について情報を共有しつつ、リスク評価者、リスク管理者、消費者、農業者、事業者、研究者、流通、小売などの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。意見交換会や意見募集等によって行われる。

英数字

AI 3,10

Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。

EPA/FTA 3

EPAはEconomic Partnership Agreementの略で、経済連携協定、FTAはFree Trade Agreementの略で、自由貿易協定のこと。物品の関税やサービス貿易の障壁などを削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAといい、FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護なども盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。

GAP 19,27,28,46,52

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

GNSS 7,28,54

Global Navigation Satellite Systemの略で、人工衛星からの信号を受信することにより、世界のどこにいても現在位置を正確に割り出すことができる測位システムのこと。GPS（Global Positioning Systemの略）は、GNSSの一つで、米国によって運用される衛星測位システムのこと。また、RTK（Real Time Kinematicの略）-GNSSは、GNSSの測位方式の一つで、補正位置情報をリアルタイムに算定し移動局の測位を行うもの。

HACCP 30

Hazard Analysis Critical Control Pointの略で、食品の衛生管理手法の一つ。危害要因分析重要管理点方式ともいう。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法であり、危害要因分析、CCP（重要管理点）、CL（管理基準）、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。平成30年（2018年）6月、食品衛生法が改正され、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入することとなった。

ICT 7,9,10,16,17,18,22,25,48,62

Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

IoT 3

Internet of Thingの略で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。

SDGs（持続可能な開発目標） 3,20,46
Sustainable Development Goalsの略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12年（2030年）を期限とする国際社会全体の開発目標のこと。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策など包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。

Society5.0 3

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

TMRセンター 23,34,51,56,58,59,60

TMR（Total Mixed Rationsの略）は、乳牛が必要とする栄養素（粗飼料や濃厚飼料）がバランスよく配合されている飼料（完全混合飼料）のこと、これを専門的に作り、農家に供給する施設をTMRセンターという。TMRは飼料成分が均一であるため、第一胃内の発酵を安定させることができ、乳量、乳質を高位に安定化させ消化器系の疾病を減らし、繁殖成績を向上させる働きがある。

TPP 1,3

Trans-Pacific Partnershipの略で、環太平洋パートナーシップのこと。TPP協定はアジア太平洋地域において物品関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。平成28年（2016年）2月に12カ国が協定に署名したが、29年（2017年）1月に米国が離脱を表明したため、11カ国が協定の早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にTPP11協定（CPTPP:Comprehensive and Progressive Agreement for TPP）が大筋合意し、30年（2018年）3月に署名が行われ、12月30日に発効された。

YES!clean表示制度 29

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES!cleanマーク」を表示し、併せて化学肥料や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者に知らせる道独自の表示制度で、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

6次産業化 18,20,26,29,30,52,54,56,62,64

1次産業である農林水産業が、農林水産業の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、2次産業や3次産業までに踏み込むこと。

